

# 財政状況等一覧表（令和5年度決算）

(単位:百万円)

団体名 大衡村

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
2,386	501	26	2,913

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	5,369	5,219	150	136	841	3,704	
一般会計等	5,369	5,219	150	136		3,704	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
水道事業会計	241	211	30	568	4	137	19	法適用企業
下水道事業特別会計	227	223	4	4	103	799	549	法非適用企業
国民健康保険事業勘定特別会計	601	553	48	48	65	-	-	
介護保険事業勘定特別会計	676	655	21	21	104	-	-	
戸別合併処理浄化槽特別会計	46	41	4	4	19	85	40	法非適用企業
後期高齢者医療特別会計	66	65	1	1	22	-	-	
公営企業会計等 計				646		1,021	608	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
宮城県市町村職員退職手当組合	10,136	9,277	859	859	110	-	-	
宮城県市町村非常勤消防団員補償費組合	879	876	2	2	3	-	-	
宮城県市町村自治振興センター	247	242	5	5	4	-	-	
宮城県後期高齢者医療広域連合	756	659	97	97	536	-	-	
黒川地域行政事務組合(一般会計)	2,582	2,527	55	50	24	1,199	194	
黒川地域行政事務組合(介護事業会計)	0	0	0	9	-	-	-	
黒川地域行政事務組合(病院事業会計)	203	365	△ 162	-	447	995	145	法適用企業
色麻町外1市1ヶ村花川ダム管理組合	3	3	1	1	-	-	-	
吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合	2	1	0	0	-	-	-	
大衡村外1町牛野ダム管理組合	2	2	0	0	-	-	-	
一部事務組合等 計				1,023		2,194	339	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 繰入見込額	備考
株式会社万葉まちづくりセンター	8	69	7	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			7	-	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	令和4年度 決算 A	令和5年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,366	1,323	△ 43
減債基金	268	188	△ 80
その他充当可能基金	1,182	928	△ 254
充当可能基金計	2,816	2,439	△ 377

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	令和4年度 決算 A	令和5年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	令和4年度 決算 A	令和5年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	6.22	4.67	△ 1.55	△ 15.00	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	28.99	26.87	△ 2.12	△ 20.00	△ 30.00	下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	5.9	5.9	0.00	25.0	35.0	戸別合併処理浄化槽特別会計	-	-	-
将来負担比率	-	-	-	350.0					
財政力指数	0.76	0.76	0.00						
経常収支比率	93.9	94.5	0.6						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営企業を除き、一律 △20%である(公営企業は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成26年度決算における基準である。